

令和4年度採用会計年度任用職員 (消費生活相談員・消費生活補助員) 募集案内

1 申込受付期間 随時(採用者が決定次第、受付は終了します)

2 募集職種、採用予定人数、業務内容、勤務場所及び応募資格

募集職種	採用予定人数	業務内容、勤務場所
		応募資格
消費生活相談員	併せて 1名	<ul style="list-style-type: none">消費生活に係る相談業務及び啓発業務山陽小野田市消費生活センター(市民部生活安全課内)
消費生活補助員		<p>次に掲げる要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none">消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する人普通自動車運転免許を有し(AT限定可)、日常的に運転している人パソコン(Excel、Word等)の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。

※上記にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当する人は、申込みできません。

3 採用予定日及び任期

(1) 採用予定日 随時

(2) 任 期 採用日~令和5年3月31日

※ 採用から1月間は条件付採用期間となります。

※ 勤務成績が良好で、翌年度以降も同じ職務内容の職があった場合には、次年度、任用される場合があります。

4 勤務条件等

(1) 給与

① 報 酬

(消費生活相談員) 135,100円(月額)

(消費生活補助員) 116,900円(月額)

※ 消費相談に係る資格取得後は、報酬月額 135,100円となります。

② 手 当 条件に応じて、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当(2.4月分/年)を支給

※ 報酬や手当は、給与改定等により増減します。

※ 期末手当は、雇用期間により減額がある場合があります。

(2) 勤務時間・休暇等

ア 勤務時間：8時30分～17時15分（休憩時間 60分）

（1日：7時間45分、週4日／週31時間勤務）

イ 休日：原則、週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 休暇等：労働基準法に基づき、年次有給休暇及び有給、無給の特別休暇を付与します。

(3) 社会保険等 全国健康保険協会管掌の健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
令和4年10月から短期は、山口県市町村共済組合に加入

(4) 服務 会計年度任用職員は、一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。

5 選考方法

面接による選考（日時は調整の上決定します）

- ・選考の日時については、別途連絡します。
- ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。

※ 選考基準に達しない人は採用となりませんので、採用者数が予定人数に達しない場合があります。

6 申込書類の提出

次の申込書類を市役所人事課へ提出（持参又は郵送）してください。

① 採用選考申込書

※ 必要事項を記入し、写真（裏面に氏名を記載）を糊付けしてください。

※ ホームページからダウンロードして使用する場合は、A4普通紙に両面コピーしてください。

② 応募資格に必要な免許・資格を有することを証明する書類（免許証、資格証等）の写し

※ 証明書類は、A4普通紙に片面コピーしてください

7 申込書類の受付

(1) 市役所人事課へ持参する場合

市役所2階の人事課で、日曜日、土曜日及び休日を除き、8時30分から17時15分まで受け付けます。

(2) 郵送する場合

封筒表面左端に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きし、書留等の確実な方法により、市役所人事課あてに送付してください。

なお、書留によらない郵便の不着、郵便事故等があった場合の責任は負いません。

8 その他

(1) 申込書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。

(2) 次のような場合は、申し込みを受け付けられません。

○ 応募資格を満たしていない場合

○ 採用選考申込書の記載内容や書類に不備がある場合

(3) 最終合格発表後であっても、採用選考申込書の記載事項等に虚偽があった場合又は応募資格を満たしていないことが判明した場合は、採用となりません。

9 提出先・問合せ先

山陽小野田市役所 総務部人事課（市役所 2 階）

電話 0836 - 82 - 1135

〒756 - 8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>